

01092

鳥取縣公報

昭和十六年八月二十六日
第千二百六十二號

火曜日

本書ノ大キサハ規定規格A5列

告示

鳥取縣告示第六百八十九號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル藥草並和藥ノ最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十六年八月二十六日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

一 藥草並和藥

品名	種別	單位	卸賣業者最高販賣價格	小賣業者最高販賣價格	備考
無袖莫菜莢	小分	五〇〇瓦	一、九九	二、四八	
同	同	三 疋	一、一八		
同	粉末	五〇〇瓦	二、三五	二、九二	
同	同	三 疋	一、三、二九		
牡丹皮 (芯拔大)	小分	五〇〇瓦	二、二四	二、八〇	
同	同	三 疋	一、二、四八		
牡丹皮 (非芯拔中小)	小分	五〇〇瓦	一、八四	二、三〇	

01094

同 同 同 同 同 同 同 同 吉 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 本 同

草根

口川骨
キササゲ實

同 同 粉末 同 同 同 刻 同 小分 同 粉末 同 同 同 刻 同 同 小分 同 小分 同

三 同 五〇〇瓦 五 三 同 五〇〇瓦 三 五〇〇瓦 三 五〇〇瓦 五 三 同 五〇〇瓦 三 五〇〇瓦 五〇〇瓦 三 五〇〇瓦 三 三 五〇〇瓦

塀又六罐 紙函 紙函 紙函 紙函

五、一四 一、一八 八、三〇 四、四二 九、九九 八、八八 三、五六 七、七二 四、五四 八、四四 七、八一 四、二四 四、九四 三、四一 三、七〇 四、九七 五、六二

塀又六罐 紙函 紙函 紙函

一、一七 一、四六 一、〇八 一、一九 一、〇四 一、〇二 一、一三 一、一九

01093

同 同 同 同 外 同 同 同 同 同 同 小 同 赤 同 青 同 同 同 同 同

剺枳實
切 切

口川骨

粉末 同 刻 同 小分 同 粉末 同 刻 同 小分 同 小分 同 小分 同 粉末 同 刻 同

五〇〇瓦 三 五〇〇瓦 三 五〇〇瓦 三 五〇〇瓦 三 五〇〇瓦 三 五〇〇瓦 三 五〇〇瓦 三 五〇〇瓦 三 五〇〇瓦 三 五〇〇瓦

一、〇三 五、〇九 九、八九 四、三四 八、八六 二、九二 五、五八 二、七七 五、五八 二、〇五 二、八五 五、〇六 五、九五 二、三一 二、一九 一、八九 二、〇三

一、二七 一、二二 一、〇七 七、七一 七、七一 五、五六 七、七三 一、一八 二、二二 二、六六

01099

◆鳥取縣告示第六百九十號

- (ハ) 本表價格ハ乾燥シタルモノ、價格トス
- (ニ) 小分、刻、粉末、容器ニ付明示ナキモノハ紙袋トス
- 二五瓦以下壹錢
- 五〇〇瓦以下貳錢
- 二瓦以下五錢
- 三瓦以下八錢
- 五瓦以下拾錢

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年八月二十六日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

一 組合ノ名稱及地區

- (イ) 名 稱 鳥取縣金網製造組合
- (ロ) 地 區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ金網及金網使用諸器ノ製造業ヲ營ム者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

品 種	規 格	仕上寸法	單位	生産者最高販賣價格	備考
縣産 敷 燧	一四番線クリンパ製	高一尺五分角 高サ一寸七分	一ヶ	圓 三五	
同	一三番線クリンパ製	高一尺五分角 高サ一尺七分	同	、四五	
同	一七番線 交織	高一尺五分角 高サ五寸山形	同	、三四	
縣産 鼠 捕 器	一四番線 製	縦七寸横四寸三分 高サ三寸三分	同	、二八	
同	一五番線 製	縦七寸横四寸三分 高サ三寸三分	同	、三三	
同	一二番線 製	縦七寸横四寸三分 高サ三寸三分	同	、三三	
縣産 兩口鼠捕器	二四番線 製	縦七寸五分 横五寸三分高サ五寸	同	、四四	
同	二五番線 製	縦七寸五分 横五寸三分高サ五寸	同	、四四	
同	二三番線 製	縦七寸五分 横五寸三分高サ五寸	同	、五〇	

本表價格ハ生産者庭先裸渡價格トス

(ロ) 實施ノ日 昭和十六年八月二十六日

四 認可ニ付シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

01100

00001

鳥取縣告示第六百九十一號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス
昭和十六年八月二十六日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名 稱 鳥取縣敷布販賣商組合

(ロ) 地 區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ敷布ノ販賣ヲ營ム者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

品番號 品 名 規 格 卸賣業者最高販賣價格 小賣業者最高販賣價格 備考

一五〇三 麻晒裏糊敷布 三、六ヤール使 五、八〇 七、三六

本表卸賣業者最高販賣價格ハ荷造費及運賃ヲ含ムモノトス
小賣業者最高販賣價格ハ賣主店先渡價格ヲス

00002

(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

(ロ) 實施ノ日 昭和十六年八月二十六日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

鳥取縣告示第六百九十二號

鳥取縣臨時負債處理委員會委員ニ左ノ者ヲ選任セリ

昭和十六年八月二十六日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

大和田 彌 一 宇佐美 毅 西尾 律 美

伊津野 勳 光木 近 藏 香田 正 三

鳥取縣告示第六百九十三號

鳥取市寺町一〇八番地程野忠三郎ニ對シ八月十九日羊豚家兎食鶏商免許鑑札左ノ通下付セリ

昭和十六年八月二十六日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

一 鑑札番號 第一一四號

一 取扱家畜 家兎

00003

鳥取縣告示第六百九十四號

米穀現在高調査員左ノ通囑託アリタリ

昭和十六年八月二十六日

囑託者 擔當調査區域
 田中嘉藏 氣高郡日置村
 上村正義 岩美郡浦富町
 野中利八 日野郡江尾村

鳥取縣知事 入 田 三 郎
 職務執行ノ場所
 氣高郡日置村役場 昭和十六年八月十五日
 岩美郡浦富町役場 同
 日野郡江尾村役場 同

鳥取縣告示第六百九十五號

府縣道鹿野倉吉線東伯郡三朝村大字 三朝地内道路ノ區域ヲ左ノ通變更シ變更道路ハ改築シタル地域ヲ以テ其ノ區域ト定メ昭和十六年八月一日ヨリ供用ヲ開始ス 但シ在來道路及其ノ附屬物ハ同日ヨリ供用ヲ廢止ス

昭和十六年八月二十六日

現在 路 線

東伯郡三朝村大字砂原字屋敷廻二百十三番地先ヨリ
 同村大字三朝字村道八百七十二番ノ一地先同村大字
 半畑八百九十七番地先ヲ經テ同村大字同字半畑九百
 十一番ノ六地先ニ至ル

鳥取縣知事 入 田 三 郎
 變更 路 線

東伯郡三朝村大字砂原字屋敷廻二百一十一番ノ三地先ヨリ
 同村大字同字坂根二百七十八番ノ二地先同村大字三朝字
 森崎八百二番地先ヲ經テ同村大字同字半畑九百十番ノ三
 地先ニ至ル

00004

鳥取縣告示第六百九十六號

公有水面埋立竣功期限伸長ノ件左記ノ通許可ス

昭和十六年八月二十六日

- 一 埋立ノ場所 氣高郡大郷村大字金澤字新川三、二四九ノ一 三、二四九ノ二 三、二四九ノ三番地先第二區公有水面三反四畝十五步 鳥取縣知事 入 田 三 郎
- 一 竣功期日 昭和十六年七月三十一日
- 一 竣功伸長期限 昭和廿年七月三十一日
- 一 申請人 氣高郡大郷村大字金澤 福政貴之助

鳥取縣告示第六百九十七號

倉吉財務出張所管内ニ於テ縣稅檢査章並縣稅滯納者財產差押證票ヲ左ノ通返納セリ

昭和十六年八月二十六日

區分	番號	返納年月日	鳥取縣知事	入	田	三	郎
縣稅檢査章	六三	昭和十六年八月十六日	所屬廳名	職名	氏名		
縣稅滯納者			倉吉財務出張所	元縣書記	大西秀人		
財產差押證票	同	同	同	同	同	同	人

鳥取縣告示第六百九十八號

左ノ者鳥取縣臨時負債處理委員會委員ヲ解任セリ

00005

昭和十六年八月二十六日
鳥取縣知事 八 田 三 郎
大村 霽 小林 誠 一 猪俣 二郎 岩崎 益治
◇鳥取縣告示第六百九十九號
鳥取縣石炭需給調整地方協議會規程左ノ通定ム
昭和十六年八月二十六日

鳥取縣石炭需給調整地方協議會規程
第一條 石炭ノ中小需要者ニ對スル需給調整ノ目的達成ノ爲鳥取縣ニ石炭需給調整地方協議會(以下協議會ト稱ス)ヲ置ク

第二條 協議會ハ知事ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジ石炭ノ中小需要者ニ對スル配給調整上必要ナル事項ニ付調査審議ス
第三條 協議會ハ會長、副會長及委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス
第四條 會長ハ知事、副會長ハ警察部長ヲ以テ之ニ充ツ
第五條 委員ハ左ノ者ノ中ヨリ知事之ヲ任命又ハ囑託ス

一 鳥取縣關係官吏
二 石炭販賣統制團體代表者
三 鳥取縣ニ相當數量ノ販賣實績ヲ有スル石炭ノ生産業者又ハ販賣業者ノ代表者
四 其ノ他知事ニ於テ必要アリト認ムル者

第六條 會長ハ會務ヲ總理ス會長事故アルトハ副會長之ヲ代行
鳥取縣知事 八 田 三 郎
シ會長副會長共ニ事故アルトキハ會長ノ指命シタル委員其ノ職務ヲ代行ス
第七條 協議會ハ每期(四月―九月及十月―翌、三月)當初及必要ニ應ジ知事之ヲ招集ス
第八條 協議會ニ幹事若干名ヲ置キ廳内關係官中ヨリ知事之ヲ命ズ
幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理シ必要ナル事項ノ調査ニ從事ス
第九條 協議會ニ書記若干名ヲ置キ廳内ノ屬、技手、其ノ他關係官中ヨリ知事之ヲ命ズ
書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス
第十條 本規定ニ定ムルモノノ外協議會ニ關シ必要ナル事項ハ知事之ヲ定ム

附 則
本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

00006

稟 報

稲の大敵・二化螟蟲
浮塵子を防除せよ
(農務課)

連日の陰雨も去つて稲は盛に成長してゐるが、その大敵稻熱病に對しては各農家それ〴〵防除の手段を講じ、或は目下勵行されてゐることと思ふが、尙稲の大敵には二化螟蟲や浮塵子がある。これらの害蟲について精々防除の策を實施することによつて、農家職域奉公の實を擧げるやう格段の努力を望む次第である。

◇ 二化螟蟲

二化螟蟲は五月下旬から七月中旬にかけて盛に産卵し、それから孵化した幼蟲が既に稲の心に喰ひ入つて、心葉は黃褐色に變じて所謂心枯れを生ずるから、これを摘採せねばならぬのであるがこの心枯摘採は心枯の枯死状態によつて蟲の居る莖を的確に檢出せねばならぬため、これには相當の熟練と多大の努力を要するもので、むしろ第二化期に於ける驅除に最善を盡すべきである。

第二化期の發蛾は八月上中旬より九月の上中旬に亘つて居り、産卵は稲の葉の下方に行はれるから、苗代に於けるやうに採卵することは著しく困難である。又煙草粉や煙草石灰粉の撒布が有効とされてゐるが、反當一回十貫内外を要するから實行困難と思はれる。

そこで二化期の螟蟲驅除法としては、葉鞘變色莖の摘採が最も必要である。第二化期の孵化幼蟲は第一化期と違つて、一卵塊から出た幼蟲は群をなして葉脈の間隙から葉鞘内に入り、先づ葉鞘の内面を喰害して葉鞘の色が變色する。これが即ち葉鞘變色莖である。次で莖の内部に喰入つて出スキミ穗、白穗、枯穗等を生じて後、各幼蟲は移轉分散して他の莖に喰入るのであるから、このやうに幼蟲がまだ分散しない前に被害莖を摘採すれば、一舉にしてその莖の中に居る多數の幼蟲を驅除することが出来るのであつて、この葉鞘變色莖の摘採は必ず行はねばならぬのである。

◇ 浮塵子

浮塵子は氣候状態によつて急激に大發生して害を及ぼすものであつて、昨年は關西・九州地方に大發生して、九州地方では五十

00007

萬町歩の稻が殆ど全滅したのである。八・九月頃が最も加害の多い時期であるから、その發生を發見したら時を移さず速かに注油驅除を行はねばならぬ。調合量は燈煙油一升到除蟲菊粉二十匁を一晝夜(急ぐ場合は四五時間でもよい)浸出したものを反當一升用ふる。この注油は拂曉に行ふがよい。

もし注油驅除が出来ない場合には除蟲菊石鹼液(水一石、除蟲菊一五〇匁、石鹼二〇〇匁)を反當一石乃至一石五斗又は除蟲菊木灰又は藥灰(木灰又は藥灰二斗、除蟲菊一封度)を反當五斗、或は硫酸ニコチン八〇〇倍液(一石につき石鹼二〇〇匁加用)を反當一石五斗撒布する。

× × ×

湧き立つ感謝

燃え立つ援護

我國は目下高度國防國家體制の整備、東亞共榮圈の確立、更に進んでは世界新秩序の建設へと邁進してゐるのであるが、而も國際關係は日に複雑を極め、時艱の前途は實に遠慮である。此の秋に當り發育期にある青年學校生徒の身體を養護し、其の體位の向上を圖るは國防力の根基に培ふの所以であつて刻下喫緊の要務である。

ここに鑑みる處あり政府に於ては曩に之が教育義務制實施に際して教授及び訓練の晝間制を原則としてゐるのであるが、併し現在我が鳥取縣下の一部青年學校中には夜間教育が行はれつゝある現狀であつて、近時國民の體位著しく低下せる今日、特に壯丁検査の結果は年々筋骨薄弱、近視、結核増加の傾向に於ては、夜間教育は生徒の心身を過勞せしめ體位を益々低下せしめるのみならず、教授及び訓練の徹底を欠く結果ともなるのである。

青年學校

夜間制を廢して 晝間制を實施

(社會教育課)

00008

畏くも 天皇陛下に於かせられては、曩に或前廣場に於て全國青少年學校生徒、教職員代表三萬四千有餘名に對し、戰時下政務極めて御多端に亘らせ給ふにも拘らず御親閱を賜はり、青少年學校教育の上に深く大御心を垂れさせ給ふ聖慮の程拜察するに寔に恐懼感激の至りであつて、此處に於て青少年は益々以て心身を鍛鍊し、而して時局下國民教養の向上を圖り、以て國防力の根基に培つて聖慮に應へ奉らねばならぬのである。

殊に時局はいよゝ重大であつて青少年に期待するところ大である。依つて縣では右の趣旨に鑑み、次の要綱に依り縣下一齊に夜間制を廢して晝間制を實施し、而して之が青年學校教育の徹底を期することとなつた。

一、教授及び訓練

1、晝間とは概ね日出より日没までの間を云ふ。

2、實施時刻は生徒の職業關係を考慮し、雇傭關係と連絡の上決定すること

例 (一) 年を通じ毎週一日宛 終日 (六時間)

(二) 同 二日宛 午前 (四時間)

(三) 同 午後 (同)

(四) 同 三日宛 同 (二時間)

3、教授及び訓練に當つては一層産業精神並に職業教育の徹底を圖り以て能率の増進に努めること

二、設備

1、順次獨立校舎を設備すること

2、併設の青年學校にありては専用教室を設置すること

三、教員

兼任教員の教授及び訓練は困難となるから所要の専任教員を増員すること

四、雇傭關係

1、時局の推移と國家の要請に鑑み、青年學校教育の重要性を深く認識の上晝間制實施に協力すること

2、青年學校の出席時間は就業時間と看做し、其のために賃銀を減額しないこと

五、晝間制實施時期

1、成るべく早急に實施すること

2、特別の理由ある學校には八月末日まで猶豫する

六、實施上の注意

1、實施に當つては例外を認めない

2、貧困なる生徒に對しては公費、又は後援會等の費用を以て學用品其の他の給與に努めること

- 3、公休日は成るべく出席日とせず、適當なる厚生施設を講ずること
- 4、登校下校時の訓練の徹底を圖り、時間空費の排除に努めること
- 5、夜間に於ける指導施設に付特に考慮すること

◎ 行旅死亡人

- 一 本籍、住所、續柄、不詳
 - 二 氏名、年齢 工藤とよ (自稱) 推定三十五歳位
 - 三 人相、着衣 丸顔、眼大、鼻隆、口小、耳並、頭髮束ネ短シ、丈四尺八寸、小柄瘦體、 着衣 眞岡夏衣、夏帶肌襦袢、赤塗下駄
 - 四 所持品 ナシ
 - 五 取扱者 北海道旭川市長
- 右ハ昭和十六年七月七日準行旅病人トシテ旭川市ニ於テ救護セシモ本人痴呆ニシテ全身不詳ノモノナリ
心當ノ向ハ直接該市長宛照會相成度

◎ 行旅死亡人

- 一 本籍、住所、續柄、不詳

昭和十六年八月廿六日印刷
昭和十六年八月廿六日發行

- 二 職業、氏名、年齢 念佛行者 石川謙應 當五十四年 (自稱)
 - 三 人相着衣 顔丸、眼大、鼻隆、口大、頭髮濃シ、丈五尺四寸位、稍肥滿セル方、着衣、木綿單衣、下駄
 - 四 所持品 ナシ
 - 五 取扱者 北海道旭川市長
- 右ハ昭和十六年六月二十八日準行旅病人トシテ旭川市ニ於テ救護セシモ本人精神薄弱症ニシテ全身不詳ノモノナリ
心當ノ向ハ直接該市長宛照會相成度

◎ 行旅死亡人

- 一 本籍、住所、職業、不詳
 - 二 氏名年齢性別 長谷 (判定) 六十四五歳 (推定) 男
 - 三 死亡ノ別 入水變死
 - 四 同 場所 大里村大字陸合字大掛二五番地川北藤五郎所有畑地井戸中
 - 五 遺留品 本人ト覺シキ寫眞二葉木綿茶ガスリ羽織ネル襦袢、各一風呂敷數包、長谷ノ印眼鏡二、體溫計、石鹼、煙草パイプ等
 - 備考 寫眞裏面ニハ八事療養所長谷トアリ
 - 六 取扱者 三重縣河藝郡大里村長
 - 七 埋葬ノ場所 本村大字陸合共同墓地
- 心當ノ向ハ直接該市長宛照會相成度

發行所 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣高郡大正村大字古海
鳥取刑務支所